

## 広報たこ印刷製本業務に係るプロポーザル実施要領における課題に関する補足事項

令和7年1月9日

令和7年度広報たこ印刷製本業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載した「課題」に関して、以下のとおり補足します。併せて確認をお願いします。

### （1）課題の内容について

実施要領の5（9）に記載の課題「多古の魅力を引き出す」は、広報たこ2024年10月号のP2～5をそれぞれリデザインしていただくものです。

P2～3は本町の子育て支援住宅「すくすくテラス多古」の入居者へのインタビューを載せた特集ページとして制作し、P4～5は行政情報や個別の取材記事を掲載しました。いずれも本町の施策や取り組みなどを伝え、町の魅力を読者の方にお伝えしたいという思いで取り組みました。

リデザインにあたっては、記事の内容が現在のものよりもさらに魅力的に伝わるよう新たなデザイン・レイアウト等をご提案いただき、制作をしてください。

P2～3は1つの大きな特集として、P4～5はそれぞれの記事についてリデザインしてください。各記事の大きさや、順番などは大きく変更しても構いません。

※前回令和4年のプロポーザルのように、課題名をタイトルにして一つの特集記事のようにする必要はありません。

※広報たこ2024年10月号は、P2～4が4色刷りページ、P5が2色刷りページとなっておりますが、リデザインにあたってはすべて4色刷りで制作してください。

### （2）課題で使用するテキスト・写真・イラスト等について

参加申し込み後、テキスト・写真・イラスト等については速やかに提供いたします。

提供したテキストは、変更せずそのまま使用してください。ただし、見出しや他の文書などを追加することは構いません。

写真についてもすべて使用してください。ただし、必要に応じてトリミングや人物の切り取りなどの加工を行っても構いません。

イラスト等については必要に応じて、一部のみの使用、またはすべて使用しないとしても構いません。

本町からの提供データの他に、必要に応じて提案者側で用意したイラストやイメージ写真などを使用しても構いません。

完成した「仕上がり見本」及び提供したテキストデータ・写真・イラスト等については、本件プロポーザルのみに使用し、本件以外での使用・公開は行わないでください。